

指定事業者等 指定時研修

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ



皆様こんにちは。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループです。
ただ今より、「障がい福祉サービス事業者」並びに「障がい児支援事業者」の指定時研修を開催いたします。

次 第

指定パート

<第1部>

- ・ 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
- ・ 事業開始後の事務手続きについて
 - 変更届等について <詳細は第2部の資料をご確認ください。>
(障がい福祉サービス等指定事業者編)
 - (障がい児支援指定事業者編)
 - 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

指導パート

- ・ 指定障がい福祉サービス等事業者の適切な事業運営について
- ・ 指定障がい児支援事業者の適切な事業運営について
- ・ 障がい者虐待の防止について

2



研修に入ります前に、本研修次第をご案内いたします。

このあと、指定パートと指導パートに分けてご説明させていただきます。

指定パートは

- ・ 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
 - ・ 事業開始後の事務手続きについて
- の、2点をご説明させていただきます。

指導パートは

- ・ 指定障がい福祉サービス等事業者、及び指定障がい児支援事業者の適切な事業運営について
 - ・ 障がい者虐待の防止について
- の、3点をご説明させていただきます。

いずれも今後、事業を運営される上で特に重要な事項ですので、内容についてよくご理解いただきますようお願いいたします。

指定パート 説明に使用する資料

- ・ 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きの ご案内
- ・ 変更届等について<詳細は第2部の資料をご確認ください。>
 - ・ (障がい福祉サービス等事業者編)
 - ・ (障がい児支援事業者編)
- ・ 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

★ダウンロード先：https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shiteijikensyu.html

3



これより指定パートの説明を始めます。

説明に使用する資料は

当該研修の動画説明資料に加え、

- ①障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内、
- ②変更届等について(障がい福祉サービス等事業者編)、(障がい児通所支援事業者編)
- ③大阪府国民健康保険団体連合会研修について

です。

いずれも、指定時研修のウェブページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロード・印刷の上、ご確認ください。

障がい福祉サービス等情報公表制度 に係る手続きについて



これより、「障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続き」について、説明いたします。

障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするために、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となりました。

○ このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正する法律に基づいて、①事業者に対して障害福祉サービス等の内容を都道府県知事等へ報告することと、②都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

1 障害福祉サービス等情報公表制度の運用に係る報告の流れがわかります

○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年中に新規指定を受けてサービスを開始しようとする事業者が対象となります。

1. 認知介護	6. 在宅介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 施設受容事業	21. 生活訓練事業（実地）	26. 障害者自立支援サービス
2. 介護訪問介護	7. 短期入居	12. 施設転居訓練	17. 自立生活訓練	22. 短期利用事業（入居施設）	27. 生活訓練施設利用事業
3. 移行介護	8. 介護療養型医療施設	13. 実地移行訓練	18. 移行生活訓練	23. 生活訓練事業（入居施設）	28. 生活訓練施設利用事業
4. 行動支援	9. 施設入居事業	14. 実地転居支援事業	19. 24時間対応支援	24. 生活訓練事業	29. 障害者施設受容事業
5. 施設介護	10. 自立訓練（職業訓練）	15. 施設生活訓練事業	20. 知的障害支援	25. 生活訓練型利用支援事業	

厚生労働省

- まず初めに、「障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内」と書かれた資料をご覧ください。
- 皆さまご存知のとおり、平成30年4月から「障がい福祉サービス等情報公表制度」の運用が始まりました。
- これは、障がい福祉サービスを提供する事業所の数が大幅に増加する中で、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにすることと、事業者によるサービスの質の向上という課題への対応として、平成28年5月に障がい者総合支援法と児童福祉法が改正され、
 - ①事業者に対して、障がい福祉サービスの内容を府知事へ報告することについて法的な義務を課し、
 - ②府知事に対しても、報告された内容を公表することについて法的な義務が課せられました。
- 制度の基本的な仕組みは、障がい福祉サービス等の事業者は、
 - ①基本情報として、事業所の所在地、従業員数、営業時間、事業所の事業内容等を
 - ②また、運営情報や障がい福祉サービスに関する具体的な取組みの状況として、関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理の取組状況をそれぞれ指定後1か月以内に大阪府へ報告します。

障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするために、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となりました。

○ このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成29年5月に成立した障害者福祉法及び児童福祉法の一部改正する法律に基づいて、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

1 障害福祉サービス等情報公表制度の開始に際して報告する施設が対象です

障害福祉サービスの施設・事業者

都道府県等

利用者

報告

調査

公表

必要に応じて調査

○ 障害福祉サービス等情報の公表
施設・事業者から報告された情報を集約し、公表。

○ 障害福祉サービス等情報の調査
都道府県知事、指定支庁長、自治体長が調査する必要がある場合、必要に応じて調査を実施し、結果を公表、周知。

○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年中に新規指定を受けてサービスを開始しようとする事業者が対象となります。

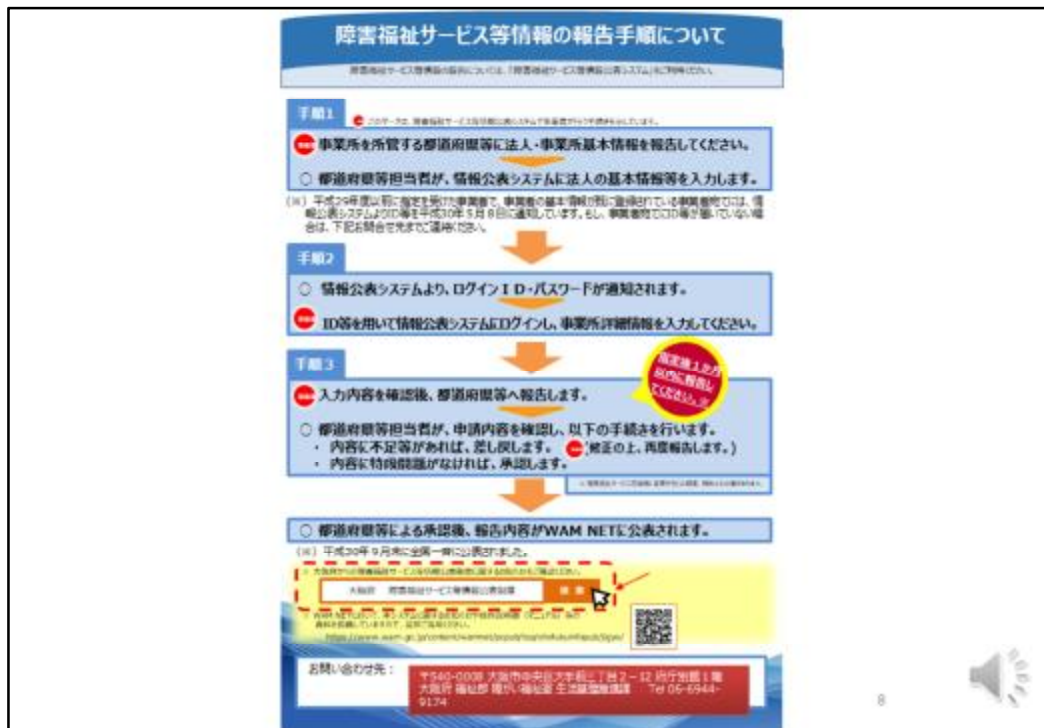
1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労移行支援	21. 知的障害者更生（更生）	26. 障害者自立支援サービス
2. 生活介護付	7. 知的入所	12. 福祉相談支援	17. 自立生活訓練	22. 知的障害者更生（更生）	27. 障害児相談支援
3. 移行介護	8. 知的障害者更生（更生）	13. 更生支援	18. 更生支援	23. 知的障害者更生（更生）	28. 障害児相談支援
4. 移行介護	9. 知的障害者更生（更生）	14. 更生支援	19. 更生支援	24. 知的障害者更生（更生）	29. 障害児相談支援
5. 移行介護	10. 自立訓練（生活訓練）	15. 自立訓練（生活訓練）	20. 知的障害者更生（更生）	25. 知的障害者更生（更生）	

厚生労働省

- 大阪府では、厚生労働省が委託した独立行政法人 福祉医療機構の情報公表システム、愛称は「ワムネット」というシステム上で、利用者がインターネットにより公開された情報を閲覧できるようにします。
- なお、これまでワムネットでは、障がい「者」のサービスを提供する事業所の情報を公表していましたが、この制度の開始に伴い、障がい「児」のサービスを提供する事業所も対象になるとともに、公表する情報の内容も拡充が図られました。
- 報告の対象となるのは、この資料の一番下の表に記載されている「1. 居宅介護」から「29. 障害児相談支援」までの指定を受けている事業者です。



- 次に、具体的な報告手順についてご説明します。
- まず、手順1として、事業者の皆さまに行っていただくことは、大阪府へ法人や事業所の基本情報を報告することです。
- 報告の内容は、別紙「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」をご覧ください。新規の指定申請時に、大半の事業者が提出済みですので、詳しい説明は省略します。
- 提出された依頼書について、大阪府の担当者が、情報公表システムに法人の基本情報を入力します。
- 大阪府の担当者の入力が完了すると、手順2として、システムへのログインIDとパスワードを記載した電子メールが、情報公表システムから自動配信されます。
- 手順2として、事業者の皆さまに行っていただくことは、情報公表システムへログインし、事業所の詳細情報を入力することです。
- 入力が終われば、手順3として、入力内容を確認後、大阪府へ報告してください。報告の処理は、情報公表システムの機能を使って行います。指定後、1か月以内に報告を完了するようご注意ください。



- 大阪府の担当者は、申請内容を確認し、内容に不足等があれば差し戻し処理を行いますので、修正の上再度報告してください。
- 内容に問題が無ければ、大阪府の担当者は承認処理を行います。
- 大阪府の承認処理後、報告内容がワムネットに公表されます。
- 情報公表システムの操作説明書等は、この資料に記載のURLに掲載されていますので、ご活用ください。

事業開始後の事務手続き について

9



つづきまして、事業開始後の事務手続きについてご説明いたします。

事業開始後の手続きについて

■変更届等について

指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である大阪府に提出しなければならない変更が生じたとき、

- ・「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」
- ・「ホームページのどこを見たらよいか」
- ・「提出書類は何か」
- ・「提出締切はいつか」
- ・「加算の相談等はどこに電話すべきか」

といった事項について、資料上での説明をさせていただいております。

※詳細は下記URLの「第2部」の資料よりそれぞれご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shiteijikensyu.html

10



指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である大阪府に提出しなければならない変更が生じたとき、

- 「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」、
- 「ホームページのどこを見たらよいか」、
- 「提出書類は何か」、
- 「提出締切はいつか」、
- 「加算の相談等はどこに電話すべきか」

といった事項について、それぞれ

障がい児支援指定事業者編、
障がい福祉サービス等指定事業者編
の資料にてご説明させていただきます。

下記URLの「第2部」の資料よりそれぞれご確認ください。

事業開始後の手続きについて

- ・大阪府国民健康保険団体連合会研修について

下記URLよりご受講ください。

<https://www.osakakokuhoren.jp/>

11



続きまして、大阪府国民健康保険団体連合会研修についてご説明いたします。
当該研修は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、
障がい福祉サービス費等請求事務新規事業所説明会を当分の間中止し、
本会ホームページに当該説明会資料及び音声データを掲載されておりました。
その経緯から、今後も当該説明会の開催はオンラインにて行われるとのことでし
たため、こちらに記載しておりますURLにアクセスいただき、ご受講いただきま
すようお願いいたします。

その他の注意事項

(1) 訪問系事業所について

- ・ 訪問系の事業所で、「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、訪問介護だけでなく、「障がい」においても変更届が必要となる場合があります。
- ・ また変更届の様式も「訪問介護」と「障がい」は異なりますので、ご注意ください。

(2) 電話相談等について

- ・ 届出が「必要」な加算について

(代表) 06-6941-0351 (者) 内線4519 (指定担当)

(児) 内線2458 (指定担当)

- ・ 届出が「不要」な加算について

(代表) 06-6941-0351 内線2462 (指導担当)

(受付時間: 平日(祝日除)の9時から12時、13時から18時)

※届出が不要な加算とは、「(者)介護給付費/(児)障害児(通所・入所)給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」に掲載されていない加算のことを指します。

12



続きまして、その他の注意事項についてご説明いたします。

訪問系の事業所で「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、訪問介護だけでなく、「障がい」においても変更届が必要となる場合があります。また変更届の様式も「訪問介護」と「障がい」は異なりますので、ご注意ください。

続きまして、電話相談等についてご説明いたします。

相談内容によっては、窓口が異なりますのでご注意ください。

届出等の提出や、届出が必要な加算に関する場合は、指定担当が窓口となります。実際の運営や、届出が不要な加算に関する場合は、指導担当が窓口となります。届出が不要な加算等の判別は、「体制等状況一覧表」に掲載されていない加算のことを指します。

ご視聴いただき
ありがとうございました。

13



指定時研修 指定パート第1部は以上です。ご視聴いただきありがとうございました。